

アドビ認定エキスパートプログラム契約

このアドビ認定エキスパートプログラム契約（以下「本契約」という）は、アドビとユーザ（以下「申込者」または「ユーザ」という）との間で合意される条件、アドビ認定エキスパートプログラム（以下「プログラム」という）の加入者に適用される個別事項を定めるものである。本契約の当事者はアドビ（以下に定義）および申込者とする。申込者が米国、カナダまたはメキシコのいずれかに居住する場合、「アドビ」とは、デラウェア州法に基づき設立された Adobe Systems Incorporated（以下「アドビ システムズ社」という）を意味する。申込者がその他の国に居住する場合、「アドビ」とは、アイルランド共和国において設立された会社である Adobe Systems Software Ireland Limited（以下「アドビ アイルランド」という）を意味する。本契約においてアドビという場合はいずれも、アドビ システムズ社またはアドビ アイルランドのいずれかを指すものとする。

本文は、ユーザとアドビとの間で取り交わす法的な契約である。本契約の条項および条件をよく確認してください。ユーザは、以下を承認した旨を示すことで、本契約の条件を読み、理解したこと、本契約の当事者になること、および本契約のすべての条項および条件に従うことに同意したことを承認するものとする。本契約の条項および条件に同意せず、指示内容を拒否した場合、アドビ製品技能試験（ADOBE PRODUCT PROFICIENCY EXAM）またはアドビ製品技能認定試験（ADOBE PRODUCT PROFICIENCY RECERTIFICATION EXAM）を受けること、またはプログラムに加入することはできない。申込者がアドビ製品技能試験に合格し、プログラムへの加入を承認する通知をアドビから受け取るまで、本契約は効力を持たない。

本契約に記載されている相互約束および相互契約を考慮した結果、アドビおよび申込者は以下に同意するものとする。

1. 定義。

1.1 「認定条件」は、別紙 A にリストされている条件を指す。この認定条件は、アドビの独自の裁量で変更される場合がある。

1.2 「発効日」は、申込者のプログラム加入を承認する通知を、申込者がアドビから受け取った日を指すものとする。

1.3 「メジャーアップグレード」は、バージョン番号の整数部分の変更により示される製品のアップグレード、または本契約に基づきメジャーアップグレードとしてアドビにより示される製品のアップグレードを指すものとする。例えば、アドビが示さない限り、本契約のもとでは、Adobe Photoshop 5.1 は Adobe Photoshop 5.0 に対するメジャーアップグレードではないが、Adobe Photoshop 5.0 は Adobe Photoshop 4.0 に対するメジャーアップグレードである。

1.4 「著作物」は、アドビが提供するウェルカムキット、およびアドビが本契約に基づき申込者に提供するその他の関連アイテム（ある場合のみ）を指すものとする。

1.5 「登録料」は、別紙 A で説明されている登録料を指すものとする。この登録料は、アドビの独自の裁量で変更される場合がある。

1.6 「商標」は、文字形式、その他のスタイル、または翻訳済みの形式のアドビ認定エキスパートプログラムのロゴ、およびアドビ認定エキスパートの商標を指すものとする。このロゴおよび商標は、申込者が規定に従い準拠するアドビ製品技能試験またはアドビ製品技能認定試験の対象製品を指すものとする。

1.7 「使用ガイドライン」は、別紙 B で説明されているプログラムの商標の使用制限を指すものとする。これは、アドビの独自の裁量で変更される場合がある。

2. プログラムの加入者、ライセンスの付与。

2.1 プログラムの加入者：本契約の発効日以後、および本契約の条項および条件に同意して以後、アドビは申込者をプログラムの加入者と認定することとする。

2.2 ライセンスの付与：申込者が認定条件をすべて満たしていること、および申込者が本契約の条項および条件に同意したことをアドビが承認した場合、(i) 使用ガイドラインに厳密に準拠して、(ii) 認定が付与されたアドビ製品の特定バージョン（その他の製品または製品バージョンは対象としない）に基づく、申込者の承認済みサービスのみに関連した商標および著作物を使用できる個人用、非独占的、譲渡不能、再許諾不能、取消可能のライセンスをアドビは申込者に対し付与することとする。アドビは、申込者への 30 日前の通知により、使用ガイドラインを変更する権利を有することとする。申込者は、このような変更された使用ガイドラインに速やかにおよび厳密に従う必要がある。申込者が商標または著作物を改変、修正、または変更することは、いかなる場合も許可されない。製品のメジャーアップグレードの商用リリースに引き続き、アドビがアドビ製品技能試験またはアドビ製品技能認定試験を発表した場合、最初に発表されてから 90 日以内に、申込者がこれらの試験を正当に完了し合格しないと、このライセンスは直ちに失効するものとする。

3. 期限および解約。

3.1 期限：本契約は、発効日に有効になり、以下に説明されているように、どちらかの当事者が契約を解約するまで継続するものとする。

3.2 解約：どちらの当事者も、何らかの理由により、または特に理由がなくても、他方の当事者に 30 日前に通知することで、本契約を解約できるものとする。アドビは、何らかの理由により、申込者に 10 日前に通知することで契約を解約できるものとする。申込者は、商標がアドビの知的財産であること、著作物にアドビの知的財産が含まれていることを明確に承認するものとする。また申込者は、商標の使用に関連して提供される申込者の製品またはサービスの性質または品質に対するアドビの不同意など多くの理由が原因で、本契約の期間中の任意の時点で、アドビが契約を解約できることを明確に承認するものとする。

3.3 解約の効力、存続：本契約の解約により、申込者のプログラムへの加入、および商標と著作物に関するライセンスは直ちに失効するものとする。申込者は、あらゆる商標および著作物の使用を継続できなくなるものとし、解約日より 30 日以内にすべての商標および著作物を破棄するかアドビに返却するものとする。申込者が商標および著作物の破棄を選択した場合、申込者は破棄に関する旨を記載した書面での証明をアドビに提出するものとする。各当事者は、この取り決めに従った解約の権利が絶対であることを理解するものとする。どちらの当事者も、当事者による本契約の解約から発生したその他の事物から受けたまたは発生した、あらゆる種類の損害、損失、または費用に対していかなる場合も法的責任を負わないものとする。これは、解約した当事者がこのような損害、損失、または費用を認識していたかいないかに関わらない。特に、上述の事項にかかわらず、どちらの当事者も事業の利益または収益の損失に関連する損害に対して責任を負わないものとする。第 3.3 条、第 4 条、および第 6 条から第 9 条は、本契約の解約後、いかなる理由があっても存続するものとする。

4. **アドビ製品ライセンス。**申込者は、アドビの独自の裁量にてアドビ認定エキスパートに提供されるアドビ製品のエンドユーザライセンスのすべての条項に従うこと、およびベータバージョンのライセンスのすべての条項に従うことに同意するものとする。

5. **アドビによる変更。**申込者への30日前の通知により、アドビの独自の裁量で、本契約の条項および条件を場合により変更できる権利をアドビは有するものとする。これらの変更はこの通知期間の末に直ちに有効になるものとする。これらの変更により本契約の条項および条件は変更および補足されたと見なされる。この通知の後、プログラムに引き続き参加する申込者は、変更を承認して引き続き従うものとする。申込者が変更を承認できない場合、申込者側のみの判断でこの通知の30日以内に本契約を解約できるものとする。

6. **保証の放棄、責任制限。**

6.1 **保証の放棄：**何らかの理由で発生する、または本契約に関連して発生する、あるいは本契約のもとで著作物またはサービスの提供に関連して発生するあらゆる国または法域の法律のもとで、法律で許可されている最大範囲まで、いかなる種類の明確な、暗黙的な、法定の、またはそれ以外の説明、保証、または条件付けをアドビは行わないもの、申込者は受けないものとする。アドビは、強制的な法律により除外できない、または制限できない範囲を除いて、商品性、特定の目的に対する適応、および非侵害行為の暗黙的な保証または条件をすべて明示的に放棄するものとする。いかなる場合も、アドビは、本契約から発生する、または本契約に関連して発生する、あるいは本契約に関連して提供される著作物またはサービスの使用または使用不可能から発生する、間接的、結果的、または偶発的な損害（これには、事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失、またはその他の金銭上の損失が含まれる）の責任を負わないものとする。これは、アドビがこのような損害の可能性を忠告していた場合も同じである。

6.2 **責任限定：**(i) 本契約の規定に関する、または本契約が意図する取引に関するアドビの負債、(ii) 製品または製品の不具合または製品の故障が原因での損害に対するアドビの負債、(iii) 合法的な司法権の裁判所により上述の保証の放棄が無効であると判断された場合のアドビの負債は、本契約のもとで申込者が実際に支払った金額に制限されるものとする。申込者の損失のすべてが合計され、この制限額の返済が決定されるまで、アドビの負債は累積するものとする。これにより、申込者はアドビに対し、上述の制限を越えた範囲でのすべての債務、負債、請求、または要求を永遠に放棄するものとする。当事者は、本契約のその他の規定がこの条項の内容に準拠していることを承認するものとする。一部の州および法域では、間接的、特別、または偶発的な損害に関する負債の除外または制限を認めていないため、または暗黙的な保証の除外を認めていないため、上述の制限および免責条項は申込者に適用されない場合がある。本契約では、申込者に適用した場合に法律では負債を除外、制限、または変更できない場合、法律のもとで課せられるその負債を除外、制限、または変更しないものとする。

7. **免責。**この結果、申込者は、(i) 申込者が商標および著作物を使用したことから、(ii) 申込者が本契約に関連してサービスまたは商品を提供したことから、(iii) 申込者が誤って法律違反をしたことから、(iv) 申込者が本契約のもとでその義務に違反したことから直接的または間接的に発生する、またはそれに関連する、あるいはそれが原因となるすべての要求、訴訟、損害、法的措置、損失、義務、罰則、および費用（法定代理人の費用など）に対して申込者のみが責任を負うこと、およびアドビおよびアドビの役員、取締役、代理人、従業員、および代表者が損害を受けまいよう保護することに同意するものとする。

8. **申込者によるその他の製品保証はなし。**申込者またはその使用人またはその代理人のいずれも、アドビ製品の適用可能なエンドユーザライセンスで、製品ラベルまたは包装箱で、またはアドビによる書面での許可として明示的に述べられていない説明、保証、または約束をアドビの代理として第三者に行う権利を有しないものとする。

9. 雑則。

9.1 通知：本契約に従い必要になるまたは許可される通知は、書面の形式で、電子メール、受取証明郵便、受領通知郵便、郵便料金前払い郵便、手渡しによる配達により、試験登録フォームで指定された当事者の事業所または電子メールアドレスに送られるか、またはもう一方の当事者への書面で指定されている、その他のアドレスに送られるものとする。通知は、受理日の朝またはメールが受信されてから 4 日後に有効になったと見なされる。通知がアドビに送られる場合、法務顧問宛に送られるものとする。さらに申込者は、本契約の期間中に、本契約で適宜指定される Web サイト（別紙 A の第 3 条および別紙 B の第 5 条で指定されている Web サイトなど）を参照し、本契約の条項に申込者が引き続き準拠していることを確認するものとする。

9.2 当事者の関係：本契約は、いかなる代理、組合、その他の共同事業をも形成するものと解釈されないものとする。申込者のみ、本契約に関連する活動に関して適用されるすべての事業ライセンス料金、付加価値税（VAT）とそれに類似する税、源泉徴収税、事業税、および所得税の支払いを負担し、期限までに支払うものとする。

9.3 準拠法、法廷：申込者が米国、カナダ、またはメキシコに居住している場合、本契約はカリフォルニア州の法律により管理され、すべての点において解釈されるものとする。締結された契約に法律が適用され、カリフォルニア在住者間でカリフォルニア内ですべて実施されるため、法律の原則の不一致には関係しないものとする。申込者が日本に居住している場合、本契約は日本の法律により管理され、すべての点において解釈されるものとする。締結された契約に法律が適用され、日本在住者間で日本内ですべて実施されるため、法律の原則の不一致には関係しないものとする。申込者がその他の国に居住している場合、本契約はアイルランド共和国の法律により管理され、すべての点において解釈されるものとする。締結された契約に法律が適用され、アイルランド共和国在住者間でアイルランド共和国内ですべて実施されるため、法律の原則の不一致には関係しないものとする。どのような場合も、本契約は、国際物品売買契約に関する国連条約（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods）の適用は受けないものとし、この条約の適用を明示的に除外するものとする。申込者が米国、カナダ、またはメキシコに居住している場合、本契約のもとで発生するすべての争議は、法律のもとで、カリフォルニア州の上級裁判所またはサンタクララのサンノゼの連邦地方裁判所に提訴される場合があるものとする。申込者が日本に居住している場合、本契約のもとで発生するすべての争議は、日本の東京地裁に提訴される場合があるものとする。申込者がその他の国に居住している場合、本契約のもとで発生するすべての争議は、アイルランド共和国のアイルランド裁判所に提訴される場合があるものとする。

9.4 法定代理人の料金：訴訟が開始され、本契約のもとでどちらかの当事者の権利が執行される場合、その訴訟において優勢な当事者は、その費用と法定代理人の料金を回収できる資格があるものとする。

9.5 譲渡：申込者は、本契約のもとでその権利または義務を譲渡することはできないものとする。申込者により試みられた譲渡は法的に無効となる。

9.6 賠償：当事者は、本契約の第 2.2 条の違反により回復不能の損害がアドビに発生した場合、損害の金銭賠償だけでは不十分であることに明示的に同意するものとする。したがって、本契約の規定のいずれかまたはすべてに違反した可能性がある場合、または実際に違反した場合、アドビには、法律で定められているすべての損害賠償に加えて、強制命令またはその他の法的訴訟での公正な賠償の資格がある。これにより、申込者は、アドビに対する保証金の支払い要求、または差止めによる救済またはその他の衡平法上の救済の適用に関連するその他の保証金の支払い要求を放棄するものとする。

9.7 権利放棄、契約の分離：本契約に含まれる規定に違反した当事者による権利放棄は、書面での場合にのみ有効と見なされ、その規定の以降の違反の権利放棄、または規定自体の権利放棄とは解釈されないものとする。法律のもとで、または合法的な法域の裁判所により、本契約の規定が無効または強制力がないと判断された場合でも、本契約のその他の規定は引き続き効力を持ち、完全な強制力があり有効であるとする。該当する裁判所の判決の該当する法律の制限内で、このような強制できない無効な規定の目的を最大限に達成するために、このような規定が変更され解釈される場合でも、このよ

うな強制不可性または無効性によって、本契約が全体として強制不可または無効となることはないものとする。

9.8 完全合意：本契約に添付されている各添付書類および個別に配送される著作物は、参照物として本契約に組み込まれるものとし、本契約の本文で詳細に説明されている条項と同様に本契約の一部であるとする。すべての添付書類および著作物を含む本契約により、アドビと申込者との間の完全合意が成立するものとする。この完全合意は、本契約の対象に関連して当事者間で締結された書面または口頭でのすべての事前契約または規約より優先するものとし、この完全合意により、これらの事前契約または規約は解約されるものとする。

9.9 独自調査：申込者は、本契約を読んだこと、必要に応じて任意の顧問弁護士と相談する機会を持ったこと、および本契約のすべての条項および条件に同意することを承認するものとする。申込者は、本契約の解釈において、アドビが本契約を起草したという事実に重点を置かないことに同意するものとする。

別紙 A
アドビ認定エキスパートプログラム契約への添付

認定条件および登録料

本契約の条項および条件のもとで、申込者が認定を要求する対象の各アドビ製品およびメジャーアップグレードに関して、次のすべての条件を満たしている必要がある。

1. 申込者は、申込者が認定を要求する対象のアドビ製品の各バージョンに関して、契約の条項および条件を承認する必要がある。
2. 申込者は、認定を要求する対象の各製品バージョンに適用される、アドビ製品技能試験またはアドビ製品技能認定試験を正当に完了し、それらに合格する必要がある。該当するアドビ製品技能試験またはアドビ製品技能認定試験を正当に完了した場合、試験の科目となっている特定の製品のバージョン（マイナーアップグレードを含む）のみが認定の有効な対象となる。契約の第 2.2 条に基づき申込者に付与された、製品の該当バージョンの取得済みの認定に関するライセンスが失効するのを回避するために、メジャーアップグレードが入手できるようになってから 90 日以内に、該当するアドビ製品技能試験またはアドビ製品技能認定試験を正当に完了して合格する必要がある。上述の文に従ってライセンスが失効した場合、申込者は直ちに提供されたすべての商標および著作物の使用を停止することとする。ただし、本契約に従い、または本契約の条項に従い認定された対象のアドビ製品のバージョンについて申込者が明確に説明する場合、申込者は、プログラムに基づき申込者の認定に関するテキストのみ継続して使用できるものとする。
3. 申込者は、
http://www.adobe.com/jp/support/certification/ace_certify.html#Anchor-Step-47857 またはこれに代わる Web サイトに従い、現時点で適用される登録料を支払う必要がある。

別紙 B
アドビ認定エキスパートプログラム契約への添付

**プログラムの商標の
使用制限**

次のガイドラインは、商標の使用制限に関するもので、必ず遵守する必要がある。申込者がこれらの規定を遵守できない場合、アドビは本契約を解除する場合がある。

1. 少なくとも 1 つのアドビ製品に関するすべての認定条件を申込者が正当に完了し、アドビがそれを承認するまで、いかなる場合も申込者は商標を使用できない。

2. 製品のメジャーアップグレードのリリースに関するアドビ製品技能試験またはアドビ製品技能認定試験をアドビが最初に発表した日から 90 日以内に、メジャーアップグレードに関して申込者がアドビから認定を取得しなかった場合、申込者はその製品に関連するすべての商標の使用を停止する必要がある。例えば、申込者が Adobe Photoshop 5.0 に関する認定をアドビから取得した場合、契約の第 2.2 条に基づき、申込者のライセンスは 5.X シリーズを通じて有効である（アドビが特定の 5.X リリースをメジャーアップグレードと指定しない限り）。ただし、Adobe Photoshop 6.0 が一般向けの商品としてリリースされた場合、このライセンスを継続させるためには、アドビ製品技能試験またはアドビ製品技能認定試験がアドビから最初に発表されてから 90 日以内に、申込者は Adobe Photoshop 6.0 に関する認定の条件を満たす必要がある。申込者が条件を満たさない場合、申込者は Adobe Photoshop に関連する商標の使用をすべて停止する必要がある（以前のバージョンに関連する商標も含む）。この例での「すべての使用の停止」には、Adobe Photoshop に関連する商標を表示しているすべての事務用品、名刺、広告、案内書、トレーニングマニュアルを破棄または修正することが含まれる（ただし、必ずしもこれらに限定されない）。

3. 申込者は、次のサービスに関連する商標のみ使用することに同意するものとする。（a）適用されるすべての米国およびその他の国の法令を満たす。（b）適用されるすべての米国およびその他の国の公正な広告に関する法令に準拠して宣伝されるサービス。（c）適用されるその他のすべての米国およびその他の国の法令に準拠しているサービス。（d）質の高いサービス、およびアドビ製品およびサービスの高品質に一般的に一致するサービス。（e）業界標準に従った方法で宣伝されるサービス。

4. アドビからの妥当な要求に対し、申込者は申込者が商標を使用している場所をアドビに通知すること、および申込者の商標の使用を示す適切な実例をアドビに提供することとする。アドビが要求した場合、申込者は、これらの著作物を流布する前に、アドビの承認（不当に公表が伏せられることのない承認）のために商標の使用をアドビに届け出ることによって同意するものとする。申込者は、アドビが正当な理由で要求する可能性のある手順に従い、商標使用の品質および形式の監視および維持を支援することに同意するものとする。

アドビは、申込者の商標の使用を任意の時点で確認し、本契約で述べられている品質基準を申込者が遵守しているか評価する場合があるものとする。適切な品質基準を申込者が維持していないと任意の時点でアドビが判断した場合、申込者は本契約に違反したと見なされ、申込者は契約の第 3 条の停止規定に従うものとする。申込者は、アドビの独自の裁量に従い、およびアドビからの妥当な通知に基づき、できるだけ速やかに（ただし、アドビからの通知から 30 日以内に）商標の使用における問題点を修正するものとする。

5. マーキング要求事項などの申込者の商標の使用方法は、本契約、www.adobe.com/support/certification/pdfs/Cert_Logo_Guide.pdf で現在入手できる「Adobe Certified Program Guidelines for Logos and Credentials」、および www.adobe.com/misc/trade.html で現在入手できる「Adobe Guidelines for third parties who license, use or refer to Adobe trademarks」にいかなる時でも準拠するものとする。各 Web サイトとそれに代わる Web サイトは、アドビの独自の裁量で変更される場合がある。

6. 申込者は、商標の所有権がアドビにあることを承認するものとする。申込者は、アドビの権威を落とさない方法で商標を使用するように最大限努力し、商標に対するアドビの権利を妨害または損なうような行動はとらないものとする。さらに、申込者は、アドビに対する申込者の関係に関して、第三者が誤解するような方法では商標を使用しないものとする。また申込者は、猥褻、性的、誹謗的、または中傷的な著作物、製品、またはサービスにおいて商標を使用しないものとする。